

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当ファイル（保健福祉総合システム）	
行政機関等の名称	倉敷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子育て支援課、水島保健福祉センター福祉課、児島保健福祉センター福祉課、玉島保健福祉センター福祉課、玉島保健福祉センター真備保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当に係る申請・審査・給付事務及び管理に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住民コード、6 住民区分 7 住所、8 住民日、9 支払履歴、10 口座情報、11 保育料等天引情報、12 電話番号、13 申請種別、14 申請理由、15 申請年月日、16 担当福祉事務所、17 申請事由発生日、18 受給者区分（施設等）、19 現況届必要区分、20 年金照会先機構、21 対象児童氏名、22 対象児童住民コード、23 対象児童性別、24 対象児童生年月日、25 対象児童年齢、26 申請者との続柄、27 算定対象該当日、28 算定対象該当事由、29 算定対象非該当日、30 算定対象非該当事由、31 支給対象該当日、32 支給対象該当事由、33 支給対象非該当日、34 支給対象非該当事由、35 支給対象年齢到達日（15歳年度末）、36 算定対象年齢到達日（18歳年度末）、37 3歳到達日（3歳の誕生日前日）、38 12歳到達日（12歳の誕生日前日）、39 留学開始日、40 留学終了日、41 申請者との同居・別居の別、42 同居別居区分、43 申請者の監護の有無、44 申請者との生計関係、45 決定年月日、46 決定結果、47 決定理由、48 認定番号、49 被用区分、50 月額改定年月、51 消滅日、52 支給区分、53 手当月額、54 算定対象児童数、55 支給対象児童数、56 福祉世帯員、57 福祉世帯員所得課税情報、58 公金受取口座情報	
記録範囲	児童手当を申請した者（平成23年度以降）	
記録情報の収集方法	申請者から提出された届出書・申請書、その他住民基本台帳・市民税課税情報との情報連携による。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の関係自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受		

ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	